

## 肝付町山村留学実施要綱

令和5年8月10日肝付町教育委員会告示第8号

### (目的)

第1条 肝付町が実施する山村留学は、本町の豊かな自然や環境の中で様々な体験を通して、心身の健全な成長の発達を望む児童生徒を受け入れることによって、地域の活性化及び学校教育の充実を図ることを目的とする。

### (連絡協議会)

第2条 山村留学を適正かつ円滑に実施するため、肝付町山村留学連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2 連絡協議会は、次の事業を行う。

- (1) 山村留学制度の広報及び啓発
- (2) 山村留學生の募集及び受入れの決定
- (3) 里親及び親戚、家族との連絡調整並びに指導助言
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

3 連絡協議会は、次の者で構成する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 第3条で定める学校の校長及びPTA会長、学校評議員の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

4 連絡協議会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

5 会長及び副会長、連絡協議会の運営については、次のとおりとする。

- (1) 会長は副町長とし、連絡協議会を代表する。
- (2) 副会長は教育長とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 監事は校長及び学校評議員の代表の中から各1名を選出し、会計処理が適正に行われているか検査する。
- (4) 連絡協議会は、審議のために必要があると認められるときは関係者の出席を求め、意見を徴するほか資料の提出を求めることができる。

6 連絡協議会の経費は、肝付町からの負担金、補助金その他をもって充てる。

7 連絡協議会の会議は必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務める。また、会議の議事は、過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

8 連絡協議会は、第2項で定める事業を推進するため、第3条で定める山村留学の種類ごとに実行委員会を設置することができる。

9 連絡協議会の事務局は、肝付町前田1020番地 肝付町教育委員会教育総務課に置く。

### (種類と受け入れる地域)

第3条 山村留学の種類と希望する児童生徒（以下「留學生」という。）を受け入れる地域は、次のとおりとする。なお、留學生を受け入れる地域は、次に定める各学校の通学区域（肝付町立小学校、中学校及び義務

教育学校の通学区域に関する規則第1条)とする。

(1) 銀河留学

内之浦小学校、内之浦中学校

(2) ウミガメ留学

岸良学園

(受け入れる方法)

第4条 留学生を受け入れる方法は、次のとおりとする。

(1) 里親留学

里親のもとで生活し、当該里親が居を構える地域にある学校に通う。ただし、一の里親が受け入れることができる留学生の数は、原則2人までとする。

(2) 親戚留学

三親等以内の親戚のもとで生活し、当該親戚が居を構える地域にある学校に通う。

(3) 家族留学

前条に定める地域に転居し、居を構え、通学区域にある学校に通う。

(応募基準)

第5条 山村留学の応募基準は、次のとおりとする。

(1) 第7条第1項に定める申請の時点において肝付町外に居住し、当該通学区域に転居の上、その区域に住民登録を行うことができること。

(2) 第3条に定める地域の生活環境を理解していること。

(3) 豊かな自然の中で様々な体験や地域における様々な活動に積極的に参加する意思があること。

(期間)

第6条 山村留学の期間は、原則として1年間とする。ただし、3年を限度として継続することができる。

(受入れの決定)

第7条 山村留学を希望する者(継続を希望する者を含む。)は、年度ごとに連絡協議会に申請を行う。

2 連絡協議会は、留学生の状態、受け入れる里親及び学校の状況などを総合的に勘案して、受入れの決定を行う。なお、決定に当たっては、肝付町から住宅取得に係る助成等を受けていないことを条件とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年8月10日から施行する。